

Q 1 再婚した妻の子ども（養子縁組はしていない）は、遠方の大学に進学したため、仕送りしています。引き続き私の被扶養者になれますか？

A 1 配偶者の子は、同居が要件になりますので、別居した時点で、被扶養者の認定を取り消す必要があります。

同居・別居の要件は次のようになっています。

同居・別居を問わない

組合員の 配偶者

子

父 母

孫

祖父母

兄弟姉妹

組合員と同居していることが必要

左記を除く組合員の 三親等内親族

叔父叔母・配偶者の父母

配偶者の子・甥姪 など